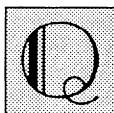


❖製品事故発生に基づく報告、公表はどのように行うか



平成18年改正により、新たに、製品事故が発生した場合における事業者の報告義務等が課せられましたが、具体的には、どのような事故が発生した場合に、どのような報告をしなければならないのでしょうか。



消費生活用製品安全法では、消費生活用製品の製造、輸入または小売販売の事業を行う者は、製品事故に関する情報を収集し、当該情報を一般消費者に対して適切に提供するよう努めなければならない（消安法34条1項）と規定するとともに、重大製品事故が起きた場合には、その発生の事実を知った日から起算して10日以内に、主務大臣へ報告を行わなければならない（消安法35条1項）と規定し、一定の事業者に報告義務を課しています。

製品事故・重大製品事故の定義、具体的報告方法については解説を確認ください。

解 説

1 製品事故とは

(1) 定義

製品事故（消安法2条4項）とは、消費生活用製品の使用に伴い生じた事故のうち、

- ① 一般消費者の生命または身体に関する危害が発生した事故
 - ② 消費生活用製品が滅失し、またはき損した事故であって、一般消費者の生命または身体に対する危害が発生するおそれがあるもの
- のいずれかに該当するものであって、消費者生活用製品の欠陥によって生じたものでないことが明らかな事故以外の事故であり、かつ、他の法律の規定によって危害の発生および拡大を防止することができると認められる事故として

政令によって定められているものを除いたものをいいます。

このように消費生活用製品安全法では、消費者生活用製品の欠陥によって生じたものでないことが明らかな事故を限定的に除外することとしており、一般消費者保護の見地から、判断が難しい事故については、製品事故として扱うものとしています。

(2) 具体例

もっとも、事故が製品の欠陥によって生じたものではないことが明らかであるかどうかの判断は、実際には困難である場合も少なくありませんが、経済産業省は、下記の場合には、製品事故とは該当しないとしています(『新しい消費生活用製品安全法について』 経済産業省)。

① 自動的に製品事故から除外されるもの

i) 製品を用いて、故意に人体に危害を加えた場合

例：包丁という製品を使用して、他人を傷つけ、大けがを負わせた場合。

当然ながら、これは包丁の使用による製品事故には該当しません。

ii) 製品自体は健全に機能しているが、製品外の事故が発生した場合

例：自転車という製品を使用中に、背後から来た自動車に追突され交通事故に巻き込まれた場合。これは自動車の使用による製品事故には該当しません。

② 除外されるかどうかケース・バイ・ケースで判断が必要なもの

一般消費者による製品の目的外使用や重過失と考えられる場合等については、本当に製品の欠陥によって生じた事故ではないことが明白な事故なのかということについて個別に判断を行うこととしています。

例：天ぷら鍋を自動消火装置のついていないコンロをかけたまま、その場を離れた場合に発生した火災事故。

→消費者の重過失と考えられるため、製品事故に該当しません。

例：ホームセンターで売られている比較的安価なシュレッダーにおいて、家庭で子どもが指を切断した事故。

→家庭で使用されていることが想定されながら、紙の投入口が子供の指のサイズを考慮して設計・製造されていなかったことや、投入口の材質が柔らかく、たわんで指が入るなど、製品の欠陥がないことが明白とはいえないため、製品事故に該当します。

2 重大製品事故とは

(1) 「危害が重大なもの」の定義

重大製品事故とは、製品事故のうち「危害が重大なもの」（消安法2条5項）を指しますが、具体的には、下記のような態様の事故を対象としています。

- ① 一般消費者の生命または身体に対する危害が発生した事故のうち、以下の危害が発生したこと
 - i) 死亡
 - ii) 負傷または疾病であって、これらの治療に要する期間が30日以上であるものまたはこれらが治ったとき（その症状が固定したときを含む。）において主務省令で定める身体の障害※が存するもの
 - iii) 一酸化炭素による中毒
- ② 火災が発生したこと

※省令で定める「身体の障害」（消安則2条）

1 次に掲げる視覚障害で、永続するもの

- イ 両眼の視力（万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常がある者については、矯正視力について測ったものという。以下同じ。）がそれぞれ0.1以下のもの
- ロ 一眼の視力が0.02以下、他眼の視力が0.6以下のもの
- ハ 両眼の視野がそれぞれ10度以内のもの
- ニ 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの

2 次に掲げる視覚または平衡機能の障害で、長期にわたり身体に存するもの

- イ 両耳の聴力レベルがそれぞれ70デシベル以上のもの
- ロ 一耳の聴力レベルが90デシベル以上、他耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの
- ハ 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの
- ニ 平衡機能の著しい障害

3 次に掲げる嗅覚の障害

- イ 嗅覚の喪失
- ロ 嗅覚の著しい障害で、長期にわたり身体に存するもの

- 4 次に掲げる音声機能、言語機能、またはそしやく機能の障害
 - イ 音声機能、言語機能またはそしやく機能の喪失
 - ロ 音声機能、言語機能またはそしやく機能の著しい障害であって、長期にわたり身体に存するもの
- 5 次に掲げる肢体不自由
 - イ 一上肢、一下肢又は体幹の機能の著しい障害であって、長期にわたり身体に存するもの
 - ロ 一上肢または一下肢のいずれかの指を末節骨の一部以上で欠くもの
 - ハ 一上肢もしくは一下肢のおや指の機能の著しい障害またはひとさし指を含めて一上肢の三指以上の機能の著しい障害であって、長期にわたり身体に存するもの
 - ニ イからハまでに掲げるもののほか、その程度がイからハまでに掲げる障害の程度以上であると認められる障害
- 6 循環器、呼吸器、消化器または泌尿器の機能の障害であって長期にわたり身体に存し、かつ、日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められるもの

(2) 具体例

前述のように、「重大製品事故」とは、製品事故のうち危害が重大なものを言い、具体的には、施行令に定められていますが、具体的に「重大製品事故」に該当するか否かについては判断が困難な場合も少なくありません。

そこで、経済産業省は、具体例を下記のように示すほか、判断に迷った場合には、幅広く国に報告するように求めています（『新しい消費生活用製品安全法について』 経済産業省）。

① 対象となる例

例：家庭向けにも販売されているガス湯沸器を事務所で使用し、一酸化炭素中毒死亡事故が発生した場合。

→ガス湯沸器は消費生活用製品ですので、これを家庭ではなく事務所で使用した場合であっても、一酸化炭素中毒事故の発生という結果を生じていることから、重大製品事故です。

例：家に設置されている雨戸（金属製のシャッター）において、子供が指を挟み、指を切断した場合

→一般家庭の家屋に広く設置される雨戸（シャッター）は消費生活用製品に当たりますので、身体欠損を生じている以上、重大製品事故に該当します。

例：業務用ガスオーブンとして海外で製造されたものを一般家庭での需要が見込まれるため家庭向けにも輸入・販売していた製品が、家庭で爆発事故を起こし、家屋が半焼する火災が発生した場合

→業務用製品であったとしても、その製品の販路等から判断して、一般消費者がホームセンター等で容易に購入可能で、一般家庭でも使用できる製品は、消費生活用製品に該当することになりますので、重大製品事故に該当します。

② 非対象となる例

例：レストランの厨房に設置されている業務用冷凍ケースから漏電があり、火災が発生した場合

→業務用冷凍ケースは事業者が事業のために使用する業務用の製品であるため、消費生活用製品には該当しません。

例：家屋の床下の柱が設計よりも細かったため座屈して、住人が重傷事故を負った場合

→床下の柱は、建築物と考えられ、一般消費者が市場で購入するようなものではないことなどから、消費生活用製品には該当しません。

3 重大製品事故の報告義務と公表

消費生活用製品安全法では、消費生活用製品の製造、輸入または小売販売の事業を行う者は、製品事故に関する情報を収集し、当該情報を一般消費者に対して適切に提供するよう努めなければならない（消安法34条1項）と規定するとともに、重大製品事故が起きた場合には、その発生の事実を知った日から起算して10日以内に、主務大臣へ報告を行わなければならない（消安法35条1項）ものと規定し、一定の事業者に報告義務を課しています。

以下、具体的な報告方法等について解説します。

(1) 重大製品事故を知ったとき

重大製品事故を知ったときとは、製造事業者または輸入事業者が、重大製品事故の発生を知ったとき、つまり、会社の社員の誰かが、重大製品事故の第一

報を得た時点を言います。

したがって、製造事業者または輸入事業者は、製品事故の情報を得た段階で、当該製品事故が重大製品事故であるかどうかを的確に把握することが必要です。

(2) 治療に要する期間

重大製品事故の対象となる、重症病事故（治療に要する期間が30日以上の負傷・疾病）に該当するとされる「治療に要する期間が30日以上」について、被害者の状況は、医師の診断によって判断することになります。

なお、当初、軽症だったものが、その後、死亡に至ったような場合には、死亡したことを知った時点で重大製品事故であることを知ったことになるので、その時から10日以内に報告することになります。

(3) 報告項目

報告項目は、事故発生日、被害の概要、事故の内容、製品の名称、機種・形式、製造・輸入・販売数およびその時期、事故を認識した契機と日、事故原因、事故への対応などです。

(4) 事故報告への窓口

事故報告の窓口は、報告の迅速性や事業者の利便性を考慮して、経済産業省（本省）商務流通グループ製品安全課に一本化されています。

(5) 重大製品事故以外の報告

重大製品事故以外の製品事故については、法律上、特に報告義務が課せられているわけではありませんが、独立行政法人製品評価技術基盤機構（nitt）において、事故情報の収集及び公表を行っています。

(6) 重大製品事故の公表

主務大臣は、重大製品事故の報告を受けた場合その他重大製品事故が生じたことを知った場合において、必要があると認めるときは、当該重大製品事故に係る消費生活用製品の名称等の事項を公表する（消安法36条1項）ものとしています。

4 報告義務を違反した場合

報告義務を怠った場合には、主務大臣から、体制整備命令（消安法37条）の発動を受けることになり、また、体制整備命令にも違反した場合には、罰則（消安